

川崎市訪問歯科指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）及び歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、川崎市民の歯科疾患の効果的な予防のため、歯科医師、歯科衛生士等が訪問し、歯科指導を行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 川崎市民のうち、特に訪問による指導が必要と思われる者で、本人及び家族からの申し出並びに担当保健師等から依頼のあった者を対象とする。

(実施機関)

第3条 実施機関は各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）とする。

(従事者)

第4条 訪問歯科指導従事者は、歯科医師、歯科衛生士及び必要に応じて保健師、栄養士及びその他の専門職（以下「保健師等」という。）とする。

(実施方法)

第5条 訪問歯科指導は、対象者について次の事項を事前に把握し、担当保健師等と連携を図り地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）の歯科医師及び歯科衛生士が訪問指導の方針を決め実施する。

- (1) 現症と一般状況、既往歴、口腔の状況、食生活の状況、家族及び生活環境等
- (2) 口腔内の主訴と経過
- (3) 要望している訪問指導の内容及び方法

(記録及び報告)

第6条 訪問歯科指導従事者は、次のとおり、記録及び報告を行うものとする。

- (1) 訪問指導の内容を記録票に記録し整備する。
- (2) 対象者の担当保健師等に結果及び処置の方針を報告し、今後の訪問での観察を依頼する。
- (3) 日報に記載し、月報に計上して翌月15日までに健康福祉局保健所長に報告するものとする。

(留意事項)

第7条 留意事項は次のとおりとする。

- (1) 訪問指導の実施にあたっては事故防止及び緊急時の措置等に万全を期すこと。
- (2) 他の専門職及び関係機関との連携を図ること。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、訪問歯科指導の実施に関し必要な事項は、健康福祉局保健所長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、川崎市訪問口腔衛生指導実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。